

仕様書

- 1 業務名 廃乾電池・廃蛍光管処理業務
- 2 施行場所 名取市愛島塩手字野田山47番1号
地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター
- 3 期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 目的 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等諸法令の規定に基づき、廃電池および廃蛍光管を処理するもの。
- 5 監督 処理業務を履行するにあたり、受注者は地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター（以下、「発注者」という。）の選任する監督員の指示監督のもとに、関係法令等を遵守し当センターの業務に支障をきたさないよう履行するものとする。
- 6 報告 処理業務終了後は、その都度、電子マニフェスト（JWNET）を使用すること。
- 7 収集処理期日等
 - （1）廃棄物の収集運搬について、収集運搬日を発注者と協議の上、決定すること。
 - （2）廃棄物の中間処理および最終処分場は原則宮城県内とし、やむを得ず宮城県外で行なう場合は、発注者に事前に報告するものとする。
- 8 収集処理の内容
 - （1）発注者は、廃棄予定の乾電池および蛍光管を廃棄物倉庫（以下「集積所」という）に保管するものとする。
 - （2）排出方法については、次のとおりとする。
 - イ 廃電池
ビニール袋に封入し、集積所にて保管する。受注者は集積所より廃棄物を収集運搬処分する。
 - ロ 蛍光管
段ボール箱等に封入し、集積所に保管する。受注者は集積所より廃棄物を収集運搬処分する。
- 9 処理数量
 - イ 廃電池（乾電池）：各型 アルカリおよびマンガン乾電池
予定数量：700kg/年
 - ロ 蛍光管：各型
予定数量：800kg/年
- 10 その他
 - （1）受注者は、当該処理に障害が発生した場合、発注者の要請により速やかに適切な処置をするものとする。
 - （2）発注者は受注者が指定した処分業者と産業廃棄物処分委託契約書を締結し（二者間契約）、処分料金の支払いは、発注者から受注者に支払い、受注者から処分業者へ支払うこととする。